

## 審査基準及び標準処理期間

所属名	農林水産部農村振興課
内線番号	5023

No.	項目	内容						
①	処分名	鳥獣捕獲等事業の変更認定						
②	法令名	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律						
③	法令番号	平成14年法律第88号						
④	根拠条項	第18条の7						
⑤	処分権者	知事						
⑥	法令の定め	<p>1. 鳥獣の捕獲等(夜間銃猟を除く。)をする際の安全管理を図るための体制が、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成14年環境省令第28号。以下「環境省令」という。)で定める基準に適合すること。(法第18号の5第1項第1号)</p> <p>2. 夜間銃猟をする際の安全管理を図るための体制が、環境省令で定める基準に適合すること。(法第18号の5第1項第2号)</p> <p>3. 鳥獣捕獲等事業に従事する者が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識を有する者として環境省令で定める基準に適合する者であること。(法第18号の5第1項第3号)</p> <p>4. 鳥獣捕獲等事業に従事する者に対する研修の内容が、適正かつ効率的に鳥獣の捕獲等をするために必要な技能及び知識の維持向上に適切かつ十分であること。(法第18号の5第1項第4号)</p> <p>5. その他適正かつ効率的に鳥獣捕獲等事業を実施するために必要なものとして環境省令で定める基準に適合すること。(法第18号の5第1項第5号)</p>						
⑦	審査基準	法第18条の7第1項及び第2項、第18条の3、第18条の5第1項 環境省令第19条の11及び第19条の2から第19条の8まで						
⑧	経由機関名	無し						
⑨	協議機関名	有り(京都府公安委員会及び関係市町村)						
⑩	標準処理期間	(⑩合計期間)50日間						
		<table border="1"> <tr> <td>経由期間</td> <td></td> </tr> <tr> <td>協議機関</td> <td>30日間</td> </tr> <tr> <td>当該処分機関</td> <td>20日間</td> </tr> </table>	経由期間		協議機関	30日間	当該処分機関	20日間
経由期間								
協議機関	30日間							
当該処分機関	20日間							
⑫	問合せ	農林水産部農村振興課野生鳥獣担当 (電話)075-414-5022						
⑬	備考	環境省自然環境局長通知(平成29年3月31日付け環自野発第1703311号)Ⅶ「認定鳥獣捕獲等事業者制度」						